

令和8年度 事業案内

北区町会・自治会 Wi-Fi環境整備等支援事業



■ 申込対象

北区内の町会・自治会

■ 助成対象期間

令和8年1月1日～令和8年12月31日

助成金額

30,000円
(年額)

◆ 助成の対象となる経費

対象経費 (1)

無線LAN設備を導入するための
Wi-Fiルーター等の購入又は
リースに係る経費

対象経費 (2)

固定回線設置時の工事に係る
経費

対象経費 (3)

毎月のインターネット接続
サービスの利用に係る経費

対象経費 (4)

町会等のSNS又はウェブサイト
等の開設、更新及び維持に係る
経費

対象経費 (5)

Officeアプリ (Word・Excel
など) 等のサービス使用に係る
経費

対象経費 (6)

オンライン会議システムの使用
に係る経費

■ 申請受付期間

令和8年8月3日 (月) ～
令和9年1月29日 (金)

■ 申請方法

(1) LoGoフォームからの申請

(2) 持参での申請
(最寄りの地域振興室へ)



※申請についての詳細・必要書類は「裏面」をご確認ください。

【お問合せ先】

北区役所 地域振興課 地域振興係 03-5390-0092 (直通)

Q & A

Q 1. 1月29日までに交付申請書兼実績報告書提出とありますが、この期限内に間に合わない場合、どうしたらよいですか。

A 1. 可能な限り、期限内に申請してください。やむを得ず間に合わない場合は、必ず**期限前**に担当までご相談ください。

Q 2. 町会・自治会長が自宅でインターネット契約をしている固定回線は助成の対象となりますか。町会の打合せやHPの更新など、町会活動のために使用しています。

A 2. 個人宅の固定回線は、個人目的での使用と町会・自治会活動目的での使用を区別することができないため、対象なりません。

Q 3. インターネット契約が町会・自治会名義ではなく、個人名義でしかできません。個人名義でも助成対象となりますか。

A 3. 契約書の名義は問いませんが、領収書等で「〇〇町会 様」宛や「〇〇自治会会長 △△様」宛のように、町会・自治会活動目的で使ったことが分かること（町会・自治会名が記載されていること）を助成の条件としています。

Q 4. 町会会館にテレビ回線とインターネット回線を契約しており、料金をまとめて支払っています。この場合は交付対象となりますか。

A 4. 対象になります。ただし、対象として認められるのはインターネット接続サービス利用に係る経費のみです。テレビ回線の使用料は対象になりません。

Q 5. 連合町会としての申請は可能ですか。

A 5. 連合町会は対象になりません。

Q 6. 町会で独自にホームページを作成・運用し、サーバーの維持費を毎月支払っています。サーバーの維持費は助成対象となりますか。

A 6. 対象となります。同様に、ドメイン維持費、SSL維持費等も助成対象となります。

Q 7. 東京都事業の「町会・自治会デジタル化推進助成」に、電子回覧板を利用する経費を申請しました。北区事業でも申請可能ですか。

A 7. 同一期間の同一経費を都と区へ重複申請できません。都と区への申請期間が異なる場合は申請可能となります。場合によっては、都からの「助成金交付決定通知書」等の提出をお願いすることがあります。